

## 研修会実施機関の認定要件及び更新要件、研修会の認定方法

## 1. 研修会実施機関の認定

研修会実施機関の認定を受けようとする団体は、次に定める認定要件をすべて満たし、申請書と共に認定要件を満たしていることを証明する書類を提出し、審査を受けなければならない。

- ① 医療関係団体であること。
- ② 団体の代表者がいること。
- ③ 団体の組織構成、会則又は定款が定められており、適切な会計処理が行われていること。また、上記に変更が生じた場合に速やかに報告できること。
- ④ 会員数が合計 200 名以上であること。
- ⑤ 病院・診療所・介護保険施設所属の薬剤師の会員がいること。
- ⑥ 会員から年会費を徴収し、会計処理が適切であること。
- ⑦ 日病薬病院薬学認定薬剤師制度の目的及び研修カリキュラムに則った研修会の企画運営ができること。
- ⑧ 参加資格が限定されていない研修会を毎年 1 回以上開催していること。
- ⑨ 申請時において、前年度の研修会及び事業の実績が報告できること。

## 2. 研修会実施機関の更新

研修会実施機関の認定を更新しようとする団体は、次に定める更新要件をすべて満たし、申請書と共に更新要件を満たしていることを証明する書類を提出し、審査を受けなければならない。

- ① 認定期間中、団体の組織構成、会則又は定款等の変更について報告していること。
- ② 会員数が合計 200 名以上であること。
- ③ 病院・診療所・介護保険施設所属の薬剤師の会員がいること。
- ④ 認定期間中、本制度に則った研修会の開催実績が一定数以上あること。
- ⑤ 認定期間中の研修会開催における会計処理が適切であること。

## 2. 研修会の認定

研修会実施機関が日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修会を開催する場合は、下記の手続を行うこととする。なお、詳細な手順については別途定めることとする。

- ① 研修会実施機関は、日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修カリキュラムの内容に沿った研修会を計画すること。
- ② 研修会実施機関は、当該研修会開催予定日の 30 日前までに、本会の定める方法で研修会の単位申請を行う。
- ③ 本会は、提出された研修内容を研修小委員会が審査し、本会が直接実施する研修会と同等と認める場合、当該研修会を承認し、研修会実施機関に対し当該研修会の受理を通知する。

- ④ 研修会実施機関は、研修会実施機関の選択する方法で、主催又は共催する研修会の受講者に対し受講者管理方法(確認テスト・研修会レポート・キーワードのいずれか)を適用する。出席承認後、研修会実施機関は、本会が定める期間内に研修会実施報告を行う。
- ⑤ 研修会実施機関は、本会が指定する方法で別表に定める研修会審査料を納入する。  
また、システム利用料を別表に定める単位証明人数を基に算出する。
- ⑥ 研修小委員会は研修会実施報告より事後評価を行い、その内容を研修会実施機関に報告する。

【別表】

(税別)

| 単位証明                | 研修会審査料  | システム利用料  | 計        |
|---------------------|---------|----------|----------|
| 0 人<br>(取り下げ・不認定含む) | 1,500 円 | 0 円      | 1,500 円  |
| 50 人まで              |         | 500 円    | 2,000 円  |
| 51 人～100 人まで        |         | 1,000 円  | 2,500 円  |
| 101 人～300 人まで       |         | 2,000 円  | 3,500 円  |
| 301 人～1000 人まで      |         | 5,500 円  | 7,000 円  |
| 1001 人～4000 人まで     |         | 18,500 円 | 20,000 円 |

※4001 人以上は、単位証明人数が 2000 人増すごとにシステム利用料を 10,000 円追加することとする。